

第 3 次スポーツ推進計画の策定方針について（案）

1 策定目的

スポーツ基本法第 10 条に基づき、国の定めるスポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定する。

2 計画の期間

令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 5 年間

3 関連する計画等

① 国：スポーツ基本法

第 3 期スポーツ基本計画 <令和 4 年度(2022 年度)～令和 8 年度(2026 年度)>

② 都：東京都スポーツ推進総合計画<平成 31 年度(2018 年度)～令和 6 年度(2024 年度)>

③ 市：第 5 次長期総合計画<令和 7 年度(2025 年度)～令和 16 年度(2034 年度)>

第 5 次長期総合計画前期基本計画<令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2034 年度)>

4 策定方針

- ・第 5 次長期総合計画、第 5 次長期総合計画前期基本計画との整合性を図る。
- ・国の第 3 期スポーツ基本計画を参酌して作成する。
- ・東京都スポーツ推進総合計画の計画期間が令和 6 年度までであり、時期計画に向けた進捗状況を確認していく。
- ・立川市スポーツ推進審議会の意見を伺いながら、計画策定委員会と整合性を図る。
- ・スポーツ基本法第 10 条第 2 項の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

5 策定体制

(1) 立川市スポーツ推進審議会

社会体育の関係者（立川市体育協会、立川市スポーツ推進委員協議会）、学校体育の関係者（小・中学校校長）、公募市民 2 名、学識経験を有する者（大学教授、立川市自治会連合会、立川商工会議所、立川市医師会、福祉関係団体）、関係行政機関の職員（立川保健所副所長）

(2) 庁内委員会（立川市スポーツ推進計画策定委員会）

産業文化スポーツ部長（委員長）、スポーツ振興課長（副委員長）、企画政策課長、財政課長、産業振興課長、子ども育成課長、福祉総務課長、障害福祉課長、健康づくり担当課長、指導課長、生涯学習推進センター長

※幹事会を設置し、委員の担当係長を充てる。

6 市民アンケート調査

- ・対象：18 歳以上の市民
 - ・配布数：1,250 人
 - ・配布・回収方法（「住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布・回収」）
- ※子ども向け調査について調整中

7 策定スケジュール

- ・令和5年11月 第1回庁内委員会
- ・令和6年1月 市民アンケート調査
- ・令和6年3月 立川市スポーツ推進審議会より、次期計画に向けた提言
- ・令和6年度 審議会3回、庁内委員会3回、幹事会3回)
- ・令和7年3月 厚生産業委員会に素案報告
- ・令和7年4月 パブリックコメント
- ・令和7年6月 厚生産業委員会に原案報告